

牟田事務所 許可通信

<http://homepage3.nifty.com/doricamu21>

2014, 11

【建設】 【運送】 【産廃】 【風営】

★建設業★

11月は適正取引推進強化月間



「適正取引推進月間」、具体的にどのような取り組みを行う月間でしょうか？

1. ポスターの配布、掲示 2. ホームページ等を通じた広報等 3. 建設業者等を対象とした講習会等の開催 4. 立ち入り調査等の実地 5. 中小企業庁との連携立ち入り調査
適正取引と言うくらいだから調査では請書？契約書？を重点的に？だけではない様です、通常の立ち入り調査に加え、各許可行政庁ごとまたは各許可行政庁が連携し、**社会保険等の加入状況**や、**安全衛生経費**の負担状況の確認も併せて行うとのこと。

契約と一言と言っても、**請負契約**と**雇用契約**の理解を深める機会だとも思います。

また、**自社からの発信で取り組めることもありますので、ご紹介します。**

・請負代金の支払期日

下請け代金の支払期日は、下請け業者の了承を得ることが出来れば、いつでもいいというわけではなく、法律で50日以内と決まっています。

・不当に低い請負代金の禁止

たとえば、工事を継続的に大量に発注しているなど、優越的地位を利用して、自己の取引上の地位を利用した、不当に低い安値受注を強いてはいけません、という意味です。

・見積り期間の設定

注文者が受注者に対する見積り期間は、見積額500万円未満の場合は中1日以上、5000万円未満の場合は中10日、5000万円以上の場合は中15日以上の設定が原則です。

・一括下請負の禁止

いわゆる丸投げです、よく仲介料が発生していない場合にも該当するかどうか？ご質問がありますが、観点としては、発注者は受注者を信用して発注したわけです。

建設業法で繰り返し使われる言葉「誠実性の要件」に欠格します。

今回は・・・担い手3法 建設業界の担い手確保・育成の為の「公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）」についてお伝えします。

★運送業★

国交省では、燃料価格転嫁促進及び適正取引の推進を図るため、11月を『**適正取引推進(サーチャージ導入・価格転嫁)強化月間**』に設定し、荷主等とトラック事業者の適正取引推進について強力に推進していくこととなりました。

平成26年9月30日時点では愛知県内で燃油サーチャージ制運賃の届出件数が愛知県の事業所全体の7%とまだまだの様子。導入を考えておられる事業所様は各地方運輸支局で説明会等行っております。また、牟田事務所でもご案内させていただきます。

燃料価格高騰分の収受状況・・・

燃料価格高騰分をまったく収受できていない元請事業者が約30%。その他、**約70%の元請事業者についても、半数以下の事業者が必要だと考える額の一部しか収受できていない**、また、**下請事業者の70%は元請に要請すらできていないのが現状です。**

平成26年度 整備管理者選任前研修

	日 程	会 場	申込期間
第4回	平成26年12月9日(火)	名古屋市中川文化小劇場	H26.11.4(火)～ H26.11.7(金)



対象：2年以上の自動車の「点検・整備」または「整備の管理」の実務経験を持って整備管理者になろうとする方。

受講する予定だけど申し込み忘れそう・・・

という方はご連絡ください。

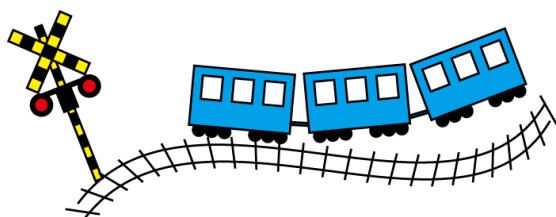
名鉄と近鉄の壁なくし新ホーム設置となるか

名古屋駅の名鉄と近鉄のホームが隣り合う名古屋駅。両社のホームを隔てる壁を取り払ってみては？こんな提案を中部運輸局が積極的に発信しています。

2027年のリニア中央信完成の開業を見据え、利便性を高めるためにもセントレア行きの専用ホーム新設を模索する名鉄。中部運輸局は壁の撤廃でスペースを生みだし、名駅の利便性と競争力を高めようという狙いがあります。

「近鉄と名鉄の間の壁をなくせば、その部分に空港行きのホームが建設できる。リニア開業を待たず、ただちに着工するくらいのスピード感でやってもらいたい」と、中部運輸局の野俣光孝局長は28日の定例会見で提案しました。

土地勘や名古屋駅を初めて利用するような人はついうっかり、名鉄と近鉄を乗り間違えそうですね(;_;)～名鉄も近鉄もホームがかなり古いので、ついでに新しくキレイになったらいいですね・・・どんなふうが変わっていくのか楽しみです！



産廃事業者と排出事業者のみなさん

一斉立入！ あるかも？

★産業廃棄物★

11月は『産業廃棄物の適正処理に係る指導強化月間』です。

排出事業者及び産業廃棄物処理業者に対し、不法投棄等など適正処理の防止を目的としており、**マニフェストの適正な使用や廃棄物処理施設の適正な維持管理の徹底を指導します。**

また、不法投棄や野焼きなどの不適正な処理の防止を図るため、市町村と連携し、車両やヘリコプターを用いたパトロールを行います。

前回6月におこなった立入指導の結果は、立入件数444件のうち改善命令・改善勧告ともに0件！指示書発布2件！指導票交付10件！みなさん適正に事業を行っていただいています！

再度保管場所や営業所も含めて危険や不適正がないか見直しましょう！牟田事務所による抜き打ち監査も承りま〜す！



★産業廃棄物収集運搬車両に対する路上検問が各地で実施中

滋賀県・京都府合同の検問では、産業廃棄物積載車両7台のうち2台が不適正処理の疑いで、今後、所管庁の調査・指導が行われます。また、3台が車両表示義務違反であったため口頭指導がされました。岡山県では、産廃を運搬中だった17台のうち、文書指導したのは、「車体に産廃を運搬していることを表示していない」「許可証の写しを備えていない」「同許可証の写しと産廃の運搬記録などを記した管理票をドライバーが所持していない」という3つのケース。いずれも改善状況の報告が求められています。

ここでおさらい・・・収集運搬車両の携行書類は？

- ・収集運搬業の許可証の写し（回収する場所の許可証と、運搬先の場所の許可証の両方が必要です）
- ・紙マニフェスト

※電子マニフェストを運用する場合は、

1. 電子情報処理組織の使用を証する書面
2. 下記の内容を記載した書面（携帯電話などの情報端末の表示で示せる場合は書類は不要）
 - A) 運搬する産業廃棄物の種類及び数量
 - B) 委託者の氏名または名称
 - C) 産業廃棄物を積載した日、積載した事業場の名称・連絡先

以上、お忘れなく！！

★風俗営業★ クラブが朝まで営業可？



政府は10月24日、客が大音量の音楽に合わせて踊るクラブが朝まで営業できるように営業規制の在り方を大幅に見直す風営法改正案を閣議決定しました。この法案では、法律から『ダンス』の文言をなくし、クラブ営業は店内の明るさや営業時間に応じて三つの類型に分けて規制します。**店内を現在の規制よりも明るくすれば「風俗営業」の対象から外して朝までの営業を可能にする**というものです。営業時間や利用年齢、営業地域などの規制を維持しつつ、営業時間の延長の制限を廃止し、条例によっては朝までの営業も可能になります。**営業時間・場所等は条例で制限**することができます。

現行法では原則午前0時までとありますが、無許可で朝まで営業をするクラブが相次いでおり、警察の取締り対象となっていました。また、自分の店に警察が入られたら、あいつの店も朝までやっているから・・・とつぶし合い（告発し合い）

この改正法案が通れば、風営業界の風通しがよくなり、**若者の活性化、2020年東京オリンピックの開催による外国人旅行者の集客増**も狙えます。

その半面、不安視されるのが、秩序の問題。騒音による周辺住民の苦情、暴行事件、最近話題の危険ドラッグ等の薬物売買等の問題、多量の飲酒による死亡等の問題。これらの問題に対しどう対処していくのかも注目していきたいです。



危険ドラッグ 半年免停

愛知県警は危険ドラッグ所持し、使用した疑いがある運転手に対し、

交通違反がなくても**運転免許を最大で6ヶ月間停止**することを決めました。

これまで、事故や異常な運転をきっかけに立件されることが大半でしたが、運転前に免許を停止する事で、危険な事故を未然に防ぐ狙いです。

道交法は交通の危険を生じさせる可能性が高い場合、最大6ヶ月、免許の効力を停止できるとさだめています。これまで麻薬や覚せい剤の常習者などの適用してきましたが、**危険ドラッグも対象**にするとのこと。ここ最近ニュースで危険ドラッグ使用している者や販売者がよく逮捕されているという報道をみて、こんなにも日本で蔓延していたことに驚き。軽い気持ちで！というのが一番怖い。より厳しい取締りの強化を望みます。

さすがトヨタ自動車！！

トヨタ自動車は2017年を目途に、歩行者や前を走る車との衝突を察知し、車を原則して止める**自動ブレーキを国内で販売する乗用車の全車種に導入**する方針を固めました。もちろん、道路状況や天候によって検知の精度には差が出るので油断は禁物です。

ただ、高齢化が進む日本では高齢者のドライバーも急増化。ブレーキを踏むのが遅い！アクセルとブレーキの踏み間違え。ヒヤリハットが消えそうですよね(´o`)／わたしみたいな運転下手でも安心です（←美幸

